

# 大阪医科薬科大学 大学院薬学研究科学位規程施行細則

(令和3年4月1日施行)

(目的)

**第1条** この細則は、大阪医科薬科大学学位規程（以下、「学位規程」という。）に基づき、薬学研究科における学位論文の審査の方法、試験、学力の確認の方法に関わる取り扱いについて定める。

(学位授与の要件)

**第2条** 学位規程第3条第2項に基づき、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）大学院学則の定めるところにより、薬学研究科薬科学専攻博士前期課程を修了した者に修士（薬科学）の学位を授与する。

2 学位規程第3条第2項に基づき、本学大学院学則の定めるところにより、薬学研究科薬科学専攻博士後期課程を修了した者に甲号として博士（薬科学）の学位を授与する。

3 学位規程第3条第2項に基づき、本学大学院学則の定めるところにより、薬学研究科薬科学専攻博士課程を修了した者に甲号として博士（薬学）の学位を授与する。

4 学位規程第3条第3項に基づき、本学に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ薬学研究科薬科学専攻博士課程又は薬科学専攻博士後期課程に所定の修業年限以上在学して所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することが試験により認められた者に乙号として博士（薬学）又は博士（薬科学）の学位を授与することができる。

(学位論文の提出並びに学位授与の申請の取り扱い)

**第3条** 学位規程第3条第2項に基づく修士学位論文審査の申請者は、博士前期課程に所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者とする。

2 学位規程第3条第2項に基づく博士学位論文の申請者は、薬学専攻博士課程又は薬科学専攻博士後期課程に所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者とし、甲号の申請として取り扱う。

3 学位規程第3条第3項に基づく博士学位論文の申請者は、乙号の申請として取り扱う。

4 薬学専攻博士課程又は薬科学専攻博士後期課程在学中に学位授与を申請し、所定の修業年限を経て退学した者については、甲号への申請として取り扱う。この場合、学位授与の手続きは学位授与の申請を受理した日からおよそ3か月以内に完了するものとする。

(学位論文の提出並びに学位授与の申請書類)

**第4条** 博士前期課程の学生で修士学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類及び審査手数料10,000円を2年次の2月中に薬学研究科長に提出しなければならない。

学位論文審査申請書（様式1） 1通

学位論文（所定の用紙） 4部

学位論文要旨（様式3） 薬学研究科教授会の指示する部数

論文目録（様式4） 薬学研究科教授会の指示する部数

- 2 本細則第3条第2項に該当する者のうち博士学位論文の審査を受けようとする者（以下、「課程による者(甲)」という。）は、次の書類及び審査手数料 10,000 円を博士課程（4年制）在學生は4年次、博士後期課程在學生は3年次の12月20日までに薬学研究科長に提出しなければならない。ただし、長期履修を許可されている者の書類の提出期日は長期履修適用後の最終学年の12月20日とする。

学位論文審査申請書（様式1）	1通
学位論文（所定の用紙）	4部
学位論文要旨（様式3）	薬学研究科教授会の指示する部数
論文目録（様式4）	薬学研究科教授会の指示する部数
学位論文の基礎となる報文（*1）	各4部
参考論文（別刷又はコピー）（*2）	各4部
同上の報文の共著者の承諾書（様式8）	各1通

（\*1）基礎となる報文

査読審査のある原著の筆頭著者論文が1報以上、原則として1報以上は英文とする。原則として full paper 又はそれに準ずるものであり、impact factor の付されている雑誌に掲載されたものとする。また、主に博士課程（4年制）又は博士後期課程の期間に実施された研究成果によるものでなければならない。なお、掲載受理（accepted）され印刷中（in press）の原稿も基礎となる報文に含めることができる。

（\*2）参考論文

提出は任意とする。学位論文に関係があり、その研究と同じ分野の論文等を指す。なお、学術雑誌等に公表されたもので、筆頭著者ではなくても共著者となっていれば問題ない。

- 3 本細則第3条第3項に該当する者で博士の学位を申請しようとする者（以下、「課程を経ない者(乙)」という。）は、次の書類及び審査手数料 10,000 円を薬学研究科長に提出しなければならない。

学位論文審査申請書（様式2）	1通
学位論文	4部
学位論文要旨（様式3）	大学院委員会の指示する部数
論文目録（様式4）	大学院委員会の指示する部数
学位論文の基礎となる報文（別刷り又はコピー）（*1）	各4部
同上の報文の共著者の承諾書（様式8）	各1通
参考論文（別刷り又はコピー）（*2）	各4部
履歴書（様式5）	1通
研究歴証明書（様式9）	1通
最終学校の卒業証明書	1通
推薦書（様式10）	1通

（\*1）基礎となる報文

薬学：査読審査のある論文が3報以上、英文を原則として2報以上は筆頭著者論文と

する。原則として full paper 又はそれに準ずるものであり、impact factor の付されている雑誌に掲載されたものとする。なお、掲載受理 (accepted) され印刷中 (in press) の原稿も基礎となる報文に含めることができる。

薬科学：査読審査のある論文が3報以上、英文を原則として2報以上は筆頭著者論文とする。原則として full paper 又はそれに準ずるものであり、impact factor の付されている雑誌に掲載されたものとする。なお、掲載受理 (accepted) され印刷中 (in press) の原稿も基礎となる報文に含めることができる。

#### (\*2) 参考論文

提出は任意とする。学位論文に関係があり、その研究と同じ分野の論文等を指す。学術雑誌等に公表されたもので、筆頭著者ではなくても共著者となっていれば問題ない。

#### (学位論文の受理)

**第5条** 学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理については、受付締切後に薬学研究科大学院委員会を開催して受理について検討し、薬学研究科教授会に報告を行う。薬学研究科教授会は、当該報告に基づき受理の可否を決定する。

- 2 課程を経ない者(乙)による学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理については、必要な研究歴を有し、かつ学位規程第3条第3項に定める試験に合格した者に限る。
- 3 前項の学位申請者は、薬学研究科教授会構成員の推薦を得た者でなければならない。

#### (審査委員会)

**第6条** 学位論文の審査は、学位規程第7条に基づく学位論文審査委員会(以下、「審査委員会」という。)が行う。

- 2 審査委員会の委員は、薬学研究科教授会において決定する。
- 3 博士学位論文の審査委員会については、主査1名(指導教員を除く)、副査2名以上、計3名以上とし、薬学研究科教授会構成員の中から選出する。ただし、薬学研究科教授会の議を経て副査に本学薬学研究科の准教授を加えることができる。
- 4 修士学位論文の審査委員については、主査1名(指導教員)、副査2名以上、計3名以上とし、薬学研究科教授会構成員の中から選出する。ただし、薬学研究科教授会の議を経て審査委員会に本学薬学研究科の准教授及び講師を加えることができる。
- 5 第3項、第4項の副査のうち主査と同一研究室の教員の上限は1名とする。
- 6 第3項のうち、課程による者(甲)の学位論文の審査委員会の主査は当該学位に係る専攻課程の専任教員(指導教員を除く)とし、副査のうち兼任教員の上限は1名とする。
- 7 第3項のうち、課程を経ない者(乙)の学位論文の審査委員会の主査は当該学位に係る専攻課程の専任教員とし、副査のうち兼任教員の上限は1名とする。なお、第5条第3項による推薦者は主査になることはできない。

#### (審査の順序)

**第7条** 課程を経ない者(乙)の学位論文の審査委員会は提出された書類の確認審査を行った後、学力の確認を行い、薬学研究科教授会の議を経て学力を認定し、次いで、論文の審査及び試験を行う。

(学力の確認)

**第8条** 学位規程第3条第3項に基づき審査委員会は学力の確認のための試験を行う。この試験は表1の区分により行う。

表1

区分	行うべき試験
理科系修士の学位を有する者	専攻及び関連学術に関する試験
理科系大学（6年制）卒業生	専攻及び関連学術に関する試験及び外国語
理科系大学（4年制）、旧制薬学専門学校卒業生	専攻及び関連学術に関する試験及び外国語
上記に該当しない者	専攻及び関連学術に関する試験及び外国語ならびに基礎学力確認のための試験

外国語の試験は英語とする。

- 2 博士課程又は博士後期課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者については、薬学研究科教授会の議を経て、学力の確認を免除することができる。
- 3 審査委員会は第1項に定める学力の確認のための試験結果の要旨を様式11により薬学研究科教授会に報告しなければならない。
- 4 薬学研究科教授会は前項の試験結果の要旨の報告に基づいて審議し、論文の審査ならびに最終試験を行うべきか否かを議決する。
- 5 前項の議決には本細則第12条の規定を準用する。

(学位論文の審査及び試験)

**第9条** 受理した学位論文の審査及び最終試験は、前条に基づく審査委員会の決定後、速やかに開始する。

- 2 最終試験は口述による論文内容の発表及びこれに関する科目についての試験とする。口述による論文内容の発表は公開とし、質疑を含めておおむね30分以内とする。試験の方法及び充当する時間は審査委員会が適宜に定めるものとする。

(学位論文の審査及び試験結果報告)

**第10条** 本細則第6条に定める主査は副査と協議のうえ、様式6による審査結果の要旨を作成して薬学研究科教授会に報告するものとする。

- 2 前項の報告により薬学研究科教授会が学位授与の審議をしたときは、様式7により速やかに学長に報告するものとする。

(学位の授与)

**第11条** 前条の手続きを経た後、博士前期課程の学生の学位授与の手続きは3月中に完了するものとする。

- 2 前条の手続きを経た後、課程による者（甲）の学位授与の手続きは学位授与の申請を受理した日からおよそ3か月以内の課程在学中に完了するものとする。

- 3 前条による手続きを経た後、課程を経ない者（乙）の学位授与の手続きは学位授与の申請を受理した日から6か月以内に完了するものとする。

（学位授与の議決）

**第12条** 薬学研究科教授会は学位規程第12条に定めるもののほか、本条に基づき学位授与の可否について議決する。

- 2 前項において可決を行うためには、薬学研究科教授会構成員（海外出張中、休職中の者を除く）の3分の2以上、かつ当該学位に係る専攻課程の専任教員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 学位授与すべきことを決定するためには、出席者の3分の2以上、かつ出席している当該学位に係る専攻課程の専任教員の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 4 薬学研究科教授会は学位規程第7条第2項及び第3項により審査委員を前項に規定する者以外の者に委嘱した場合、その者を出席させ意見を徴することができる。

（審査手続料及び審査料）

**第13条** 学位論文の提出並びに学位授与の申請が受理された者は、審査料300,000円を指定の期日までに納入しなければならない。なお、審査手続料及び審査料は表2に定める。

- 2 指定期日までに納付されなかった場合、学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理を取り消す場合がある。

表2

項目		金額
審査手続料		10,000円
審査料	(1) 本細則第2条第1～3項に該当する者	免除
	(2) 本細則第2条第4項に該当する者	300,000円
学位記再交付手数料		30,000円

ただし、外国人留学生の審査料は、薬学研究科教授会の決定により減額できるものとする。

（学位授与日等）

**第14条** 学位授与の日付は、学位記授与日とする。

（課程を経ない者（乙）の研究歴等）

**第15条** 本細則第5条第2項に定める必要な研究歴を有すると認める者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学薬学研究科の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を取得して退学した者で、博士課程を経た者（甲）の資格に該当しない者。
- (2) 薬学部又は薬学科及びこれらと同等と認められる研究施設で表3に定める所定の年限以上の研究歴を有する者。

- 2 前項第2号に該当するものについては、研究能力、研究に対する姿勢、本学が学位を授与するに相応しい人物であるか評価するため、1年間、研究生として薬学研究科に籍を置くこととする。なお、本学薬学研究科の博士課程に1年以上在学し退学した者は、研究生として籍を置くことを免除する。
- 3 前項の在籍期間は表3に定める研究歴の年限に含めることができる。
- 4 第2項にかかわらず、第5条第3項に定める推薦者と共著の論文を第4条第3項に定める学位論文の基礎となる報文として提出する者は、研究生として籍を置くことを免除する。

表 3

区分	学位の種類	理科系修士の学位を有する者	理科系大学（6年制）卒業者	理科系大学（4年制）、旧制薬学専門学校卒業者	左記に該当しない者
研究施設					
大学の薬学部又は薬学科及びこれと同等と認められる研究施設	薬科学	4年以上	4年以上	6年以上	10年以上
	薬学	5年以上	5年以上	7年以上	11年以上

備考：表3に定める「同等と認められる研究施設」は下記のとおりとする。

- (1) 薬学に関係のある国立又は公立の研究所等の研究機関
- (2) 財団法人又は社団法人組織による薬学に関係ある研究所
- (3) 国立、公立又は私立等の医療機関で薬学に関係ある十分な研究施設を有するもの
- (4) 薬学に関係ある会社で、十分な研究施設を有するもの
- (5) その他薬学研究科教授会において前各号に準ずるものと認めた施設

(改 廃)

第16条 この細則の改廃は、薬学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 大阪薬科大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程又は同研究科薬科学専攻博士後期課程在学中に学位授与を申請し、所定の修業年限を経て令和3年3月31日付で退学した者については、第3条第4項に定める取り扱いを適用する。

#### 附 則

この改正は、令和4年11月30日から施行する。

#### 附 則

この改正は、令和5年6月1日から施行する。

様式 1

第 4 条第 1 項、第 2 項の規定による学位論文審査申請書様式

<h3 style="margin: 0;">学位論文審査申請書</h3>	
令和    年    月    日	
大阪医科薬科大学薬学研究科長 殿	
年入学	専攻（領域又は分野）
氏名	Ⓜ
<p>大阪医科薬科大学学位規程施行細則第 4 条第 1 項、第 2 項の規定に基づき博士・修士（薬科学・薬学）の学位を受けたいので学位論文、論文要旨、論文目録及び審査手数料 10,000 円を添えて申請いたします。</p>	
審査手数料証紙貼付欄	受理年月日

様式 2

第 4 条第 3 項の規定による学位論文審査申請書様式

<h3 style="margin: 0;">学位論文審査申請書</h3>	
令和    年    月    日	
大阪医科薬科大学薬学研究科長 殿	
住所	
氏名	
Ⓜ	
<p>大阪医科薬科大学学位規程施行細則第 4 条第 3 項の規定に基づき博士（薬科学・薬学）の学位を受けたいので学位論文、論文要旨、論文目録、履歴書及び審査手数料 10,000 円を添えて申請いたします。</p>	
審査手数料証紙貼付欄	受理年月日



様式3

第4条第1項、第2項、第3項の規定による学位論文要旨様式

<h2>学 位 論 文 要 旨</h2>	
氏 名	㊟
学位論文題目	
-----	
-----	
-----	
-----	
-----	
-----	
-----	

様式4

第4条第1項、第2項、第3項の規定による論文目録様式

<h2>論 文 目 録</h2>	
令和 年 月 日	
学位授与申請者	
氏名	㊟
学位論文題目	
-----	
-----	
1. 学位論文の基礎となる報文の題目、著者名（全員）、公表の方法及びその時期	
-----	
-----	
2. 参考論文の題目、著者名（全員）、公表の方法及びその時期	
-----	
-----	
(注) 1. 参考論文のないときは、「なし」と記すこと。	
2. 論文の題目が外国語のときは、和訳を付けること。	

様式 5

第 4 条第 3 項の規定による履歴書様式

<b>履 歴 書</b>			写 真  3 cm × 4 cm
ふりがな 氏 名			
生年月日	年 月 日 (満 歳)		
本籍 (都道府県のみ)			
ふりがな 現 住 所			
学 歴			
年 月 日			
職 歴			
年 月 日			
研 究 歴			
年 月 日			
免 許 ・ 資 格			
年 月 日			
賞 罰			
年 月 日			
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日			
----- 氏名 ----- (印)			
※学歴は高等学校卒業以上を記入する。			

報 告 書

令和 年 月 日

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科教授会 殿

審査委員会

主査 教授 ⑩

副査 教授 ⑩

副査 教授 ⑩

本学薬学研究科学位規程施行細則第 10 条第 1 項により本学大学院学則第 条該  
当者 君の学位論文内容の審査結果の要旨ならびに最終試験の結果の要旨を別  
添 1、2 のとおり報告します。

別添 1

学位論文審査要旨

論文提出者 \_\_\_\_\_

論文題目 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

審査概要 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

上記の論文は (薬科学・薬学) 論文として 適当・不 適当 と判断する。

別添 2

## 最終試験結果の要旨

学位論文提出者 君に対し、口頭・筆答試問により最終試験を行い、  
合格・不合格と決定した。

様式 7

## 報 告 書

令和 年 月 日

大阪医科薬科大学長 殿

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科長

㊞

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科教授会は本学薬学研究科学位規程施行細則第 10 条第 2 項により、本学大学院学則第 条該当者 君に (薬科学・薬学) の学位の授与を適当・不適当と認める議決をしたことを報告します。

様式 8

承 諾 書	
	令和 年 月 日
大阪医科薬科大学長 殿	共著者 氏名 ⑩
学位授与申請者 が下記論文を学位論文の一部として使用することを承諾します。	
なお、下記論文は、当学位授与申請者以外の学位論文には使用していません。	
記	
-----	
-----	
-----	
(注) 著者名 (全員)、論文題目、掲載雑誌名、掲載巻、号、ページ (発行年) の順に記すこと	

様式 9

証 明 書	
	令和 年 月 日
大阪医科薬科大学長 殿	所属長 氏名 ⑩
このたび貴学に博士 (薬科学・薬学) の学位授与を申請している は当所において下記のとおり研究に従事していたことを証明します。	
記	
研究内容	
研究期間	

様式 1 0

推 薦 書		
		令和 年 月 日
大阪医科薬科大学長 殿	推薦者 教授	(印)
	学位授与申請者氏名	
-----		
-----		
-----		
-----		

様式 1 1

報 告 書		
		令和 年 月 日
大阪医科薬科大学大学院薬学研究科教授会 殿	審査委員会	
	主査 教授	(印)
	副査 教授	(印)
	副査 教授	(印)
<p>本大学院学則第 1 4 条第 2 項及び学位規程第 3 条第 3 項により博士の学位（薬科学・薬学）を申請した 君の提出書類の確認審査並びに学力の確認の結果の要旨を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 書類審査の結果は学位規程施行細則第 1 5 条の要件ならびに第 4 条第 3 項の必要書類を満たしている。</p> <p>2. 学位規程施行細則第 8 条に定める学力の認定のための試問の結果は次のとおりである。</p>		
施行日時	科 目	成 績